

相続登記義務化・違反者には罰金も

全国の所有者不明土地の面積は、平成 28 年時点で 410 万ヘクタールに上り、九州の面積を上回っています。また、相続が発生しても登記が義務ではないため、10 年以上にわたり登記されないまま被相続人が何代もさかのぼるケースも増えています。

このため、民法及び不動産登記法の一部が改正され、相続登記が義務化されました。（令和 3 年 4 月 21 日国会成立。公布後 3 年以内に施行）違反者には罰金が科されます。

【改正の内容】

相続時の登記を義務化

- 相続による取得を知ってから「3 年以内」に
登記申請
→違反すれば 10 万円以下の過料
- 10 年間、遺産配分未定なら法定割合で分割

被相続人が複数代にさかのぼる場合、登記に係る手間と費用は膨大なものとなります。相続登記は発生後速やかに手続きしましょう。

